

概要版

第1回「保護林制度等に関する有識者会議」の概要について

1. 日時及び場所：

平成26年6月17日(火) 14:00 ~ 15:50

農林水産省 本館7階 第3特別会議室

2. 議題

(1) 「保護林制度等に関する有識者会議」の開催要領について

(2) 国有林の現状及び諸制度について

(3) 保護林制度等の現状と課題について

事務局から説明が行われ、委員からは、次のような意見が出ました。

- ・現在の生態学では生態系はオープンと考えられており、生物の移動・分散で繋がっている。
- ・一つ一つの生息域を繋げるのは、大型のほ乳類等であれば緑の回廊は効果的。小型の昆虫、草本等は、もっと小さいスケールでパッチの維持、連結を確保する必要。
- ・どの場所で、何を優先して保護し、どういう生態系を維持していくかを明確にすることが重要。
- ・日本は世界的にみて温帯性針葉樹の多様性が高く、これら温帯性針葉樹が構成する生態系の価値が高い。
- ・「木曽地方の温帯性針葉樹の保存・復元に向けた取組」で検討したように、保護林にもコア、バッファのような概念を導入し、バッファに関しては人為を加えて目標とする植生に復元していく概念が必要。
- ・保護林は、科学的な根拠に基づき、透明性が確保された設定手順である必要があり、設定の科学的根拠を明示することで、例えば人為の影響を受けて成立した森林を保護林に設定した場合にも、その意義が国民に理解される。
- ・歴史的な経緯の中で、大径材の生産に寄与してきた木曽のような地域で保護林を設定していく場合、設定地域の中でも保護しながら生産できる仕組みができればよい。
- ・平成元年の保護林の再編・拡充は非常に評価。コアとバッファによる保護の概念の普及に大きく貢献した。
- ・近年のユネスコエコパークは移行地域を非常に重視。保護林の概念にも入ってくるべきもの。
- ・管理のあり方をどのような仕組みで決定していくのか、ガバナンスのあり方が重要。
- ・保護林と一般の国有林、緑の回廊、レクリエーションの森等といった横の制度との整理が必要。また、契約や協定によって民有林を巻き込んで保護していくという概念も取り入れるべき。
- ・他省庁との連携も必要。
- ・生物多様性をどうやって維持するかという考えに基づいて制度を位置づけし直すべき。
- ・現在の7種類ある保護林の再整理が必要。
- ・保護林を管理する人材を育成する必要。